

令和5年度第1回武蔵村山市地域公共交通会議 会議次第

日時：令和6年1月25日（木）
午後2時30分から
場所：市役所301会議室
（武蔵村山市役所3階）

	内 容
委 嘱 等	1 委嘱書の交付 2 委員の紹介
議 題 1	武蔵村山市地域公共交通会議副会長の互選について
報 告 事 項	1 武蔵村山市地域公共交通会議設置要綱の一部改正について 2 MMシャトルの運賃改定について 3 市内循環バス（MMシャトル）の利用実績について 4 乗合タクシー（むらタク）の利用実績について
議 題 2	多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸を見据えた公共交通の基本方針（案）について
そ の 他	1 立川バスの運賃改定について 2 西武バスのダイヤ改正について 3 地域公共交通計画の策定について 4 その他

【配布資料】

資 料 1	武蔵村山市地域公共交通会議委員名簿
資 料 2	武蔵村山市地域公共交通会議設置要綱
資 料 3	一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の協議について
資 料 4	市内循環バス運賃改定案に係る意見募集及び運賃改定案
資 料 5	MMシャトル運賃改定案に係る意見等と市の考え方について
資 料 6	市内循環バス（MMシャトル）の利用実績について
資 料 7	乗合タクシー（むらタク）の利用実績について
資 料 8	多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸を見据えた公共交通の基本方針（案）について
参考資料1	武蔵村山地域公共交通会議の基本事項
参考資料2	MMシャトルリーフレット
参考資料3	乗合タクシー「むらタク」リーフレット
参考資料4	武蔵村山市市内循環バスMMシャトル時刻表パンフレット
	路線バス（乗合バス）運賃改定の実施について

委嘱等

- 1 委嘱書の交付
- 2 委員等の紹介（資料1）
 - (1) 委員の紹介
 - (2) 事務局の紹介

議題1 武蔵村山市地域公共交通会議副会長の互選について

武蔵村山市地域公共交通会議の副会長を決定する。

(参考)

○武蔵村山市地域公共交通会議設置要綱（抜粋）（資料2）

（会長及び副会長）

第5条 交通会議に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長は第3条第2項第1号アに掲げる者である委員をもって充て、副会長は委員の互選により選任する。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

副会長の選任

報告事項1 武蔵村山市地域公共交通会議設置要綱の一部改正について（資料 2）

1 委員の追加について

- ・ 第3条第2項第1号オ 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者 の人数を改正
（改正前）3人以内 （改正後）4人以内
- ・ 第3条第2項第1号コ 東京都北多摩北部建設事務所の職員1人 を追加

2 運賃協議会の設置（資料3）

令和5年4月に改正された道路運送法の施行に伴い、令和5年10月1日以降、運賃等の協議を行う際は、地域公共交通会議ではなく、同法第9条第4項で規定する協議会において協議を行う必要があることから、「武蔵村山市地域公共交通会議」に「運賃協議会」を設置する。（第7条）

また、運賃協議会の構成員を、次のとおり定める。

- (1) 武蔵村山市長又はその指名する者
- (2) 市長が住民の意見を代表する者として指名する者
- (3) 国土交通省関東運輸局長又はその指名する職員
- (4) 当該一般乗合旅客自動車運送事業者

報告事項2 MMシャトルの運賃改定について（資料 3、4、5）

道路運送法の改正により、コミュニティバスの運賃を改定するに当たり、「市は、運賃の協議をするときは、あらかじめ、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じ」た上で、運賃協議会において協議をすることとなった。

そこで、住民、利用者その他利害関係者から聴取した意見を付して協議をした運賃協議会による協議結果を報告する。

報告事項3 市内循環バス（MMシャトル）の利用実績について（資料 6）

- 1 令和元年度以降の利用実績
- 2 上北台及び玉川上水ルートの実績
- 3 利用促進策

報告事項4 乗合タクシー（むらタク）の利用実績について（資料 7）

- 1 令和元年度以降の利用実績
- 2 利用促進策

議題2 多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸を見据えた公共交通の基本方針（案）について（資料 8）

このことについて、協議をする。

その他

- 1 立川バスの運賃改定について（立川バス株式会社）
- 2 西武バスのダイヤ改正について（西武バス株式会社）
- 3 地域公共交通計画策定について
- 4 その他